

小作争議調査表

No. 174

(月報書號第 二〇四號)

(昭和十年十月分)

場 所	關 係 人 員	地 主 關 係 團 體	原 因	事 項 要 求	經 過
三井物産村下岩田	地主 柳 直治郎 外四名 小作人 柳 新七 外三名	小作人	小作人日本年六月の大洪水に依り大収を挙げ高利貸地。手入苗の購入等相當の犠牲を拂ひたるが本年夏季作物減收並苗代手入賃を地主に要求しこれを認めず。	被貸地の作物半減要求 苗代及手入賃とて交与一俵、土地手賃永	小作側要求柳新七外四名は十月九日地主柳直治郎と交渉し、要するに地主に協定の上 ①免租とあり二月二十五日を以て終了す ②苗代は交与し二月二十五日を以て終了す ③手入賃として交与一月五丁米定額を以て終了す ④本年夏季作物は五年間免租の土地に於て八割(僅少減収)とす 十月十一日より地主讓歩し免租條件に於て解決す

財團 協調會 福岡出張所

備 考	結 果
	五割減を承認し納米一俵の中一俵を即納す。残一俵は昭和十年度小作料と令して納入す。